

都市計画道路整備方針（素案）の概要

平成22年11月 神戸市都市計画総局

1. 策定の趣旨・目的

神戸市の幹線道路網は、既成市街地においては、東西方向に山手・中央・浜手の3大幹線を配置し、南北方向に概ね500mの間隔で格子状に道路を配置するとともに、既成市街地と西北神の新市街地を連絡するため、放射状に道路を配置する計画となっています。

これまで、路線の性格やまちづくりの状況に合わせて、様々な事業手法により、神戸の骨格となる幹線道路の整備を進めてきており、現在、約8割の整備が完了しています。

しかし、依然として長期未着手の路線もあります。

一方、人口減少・超高齢化の進行、地球環境問題など社会経済情勢の変化にともない、今後、安全・安心で活力ある都市空間を構築するためには、都市交通のあり方を見直し、真に必要な道路を見極め、今まで以上に選択と集中により効率的・効果的な道路整備を進めていく必要があります。

そこで、神戸市都市計画マスタープランの策定に合わせて、「都市計画道路整備方針」を策定し、着実な道路整備に取り組みます。

2. 都市計画道路の整備等の状況

平成22年4月現在、都市計画決定している幹線街路は約639kmあり、その整備状況は、完成約514km（約80%）、事業中約27km（約5%）、未着手約98km（約15%）となっています。

この未着手の約98kmのうち、約67kmが都市計画決定後50年以上を経過しており、建築制限が長期にわたっていることが課題となっています。

3. 都市計画道路の整備の進め方

(1) 都市計画道路整備方針の対象区間と分類

都市計画道路整備方針では、都市計画道路（幹線街路）のうち、街路事業として事業認可を受けている事業中の区間（12km）と、未着手の区間（98km）を対象とし、「主要幹線道路」と「主要幹線道路以外の道路（生活幹線道路）」に分けて、それぞれの進め方を策定します。

(2) 「主要幹線道路」とは

市内の道路のうち、都市の広域的な拠点機能を高める道路や、既成市街地内及び市街地間を連絡し市域の一体性を高める機能を担う道路、及びこれらの道路を補完する機能を担う道路を、「主要幹線道路」とし、「都市計画マスタープラン」において、「主要幹線道路ネットワーク」として位置づけます。

(3) 「主要幹線道路」の整備の進め方

「主要幹線道路」に位置づける都市計画道路については、計画を見直した後、変更が必要な区間については都市計画の手続きを行い、着実な整備に取り組みます。

「主要幹線道路」に位置づける都市計画道路について、社会経済情勢の変化や、周辺の土地利用状況等を勘案し、区間ごとに「交通機能」「空間機能」「市街地形成機能」の道路機能面から精査し、計画の見直しを行います。その結果、線形や幅員、車線数等の変更が必要となる区間については都市計画の手続きを行い、着実な整備に取り組んでいきます。

(4) 「主要幹線道路以外の道路（生活幹線道路）」の整備の進め方

「主要幹線道路以外の道路（生活幹線道路）」については、現在の計画を一旦廃止し、地域のまちづくりに必要であるとの合意形成が図られた場合、あらためて都市計画の手続きを行い、随時、「生活幹線道路」と位置づけて整備を行います。

都市計画道路整備方針の対象区間のうち、「主要幹線道路以外の道路」については、地域のまちづくりに必要であるとの合意形成が図られた場合、随時、「生活幹線道路」として位置づけて整備を行います。

合意形成の進め方としては、地域のみなさんとの協働と参画により、地域の課題を整理・共有し、まちづくりの課題改善に必要な方策を検討するため、都市計画を一旦廃止します。そして、課題改善のために幹線道路の整備が必要であるとの合意形成が図られた地域ごとに、あらためて都市計画の手続きを行い、「生活幹線道路」に位置づけることにより整備を行います。

ただし、現在事業を行っている区間や、鉄道との連続立体交差事業や土地区画整理事業などの他事業に関連する区間のうち、整備が必要と判断した区間については、「生活幹線道路」に位置づけて、計画を継続します。

また、現在、協働と参画により、まちづくり協議会の活動の中で道路の検討を行っている大倉山線（東山町3丁目～菊水町10丁目）、夢野雪御所線（湊川町9丁目～湊川町6丁目）、塩屋多井畑線（塩屋町1丁目～塩屋町）、舞子公園福田川線（天ノ下町～御霊町）の区間については、「生活幹線道路」の検討区間に位置づけて協議を継続します。

4. 今後の取り組み

(1) 主要幹線道路の整備プログラムの策定

今回の都市計画道路の見直しに伴い、選択と集中により、真に必要な道路を効率的・効果的に、かつ、着実に整備していくため、主要幹線道路について整備優先度の考え方と、今後30年間（前期15年、後期15年）の整備の見通しを明らかにした整備プログラムを策定します。

(2) 建築許可制度の運用の見直し

道路の都市計画決定がなされると、事業の円滑な執行を確保するため、道路の予定区域に建築物を建築しようとする際には、都市計画法第53条による許可が必要となります。

神戸市では、1987年（昭和62年）から用途地域や容積率などの一定の要件に該当する区間を対象に、建築制限を緩和する措置をとっています。

主要幹線道路の整備プログラムの策定に併せて、建築許可制度の運用を見直します。

(3) 都市計画道路整備の検証・評価と反映

今後の都市を取り巻く社会経済情勢の変化、他事業の進捗状況、地域のまちづくりの状況などに応じて、都市計画道路の計画内容や、整備の見通しを検証・評価し、その結果を必要に応じて反映していきます。

主要幹線道路ネットワーク および都市計画道路整備方針対象区間



凡例		
主要幹線道路	整備方針 対象区間	
主要幹線道路以外		
市街化区域		
市街化調整区域		

都市計画道路整備方針対象路線(区間)一覧

主要幹線道路 主要幹線道路以外

番号	路線名	番号	路線名
1	鳴尾御影線	3	深江幹線
2	浜手幹線	4	本庄本山線
5	商船学校線	6	青木幹線
7	山手幹線	8	本山駅北口線
9	魚崎幹線	10	魚崎甲南線
20	高羽線	11	本山人手線
29	野崎線	12	岡本線
30	東亜筋線	13	御影山手線
31	諏訪山線	14	弓場線
38	湊町線	15	野寄線
39	松原線	16	国鉄沿北側線
40	高松線	17	西うそ川線
41	夢野白川線	18	東御影線
42	神戸三田線	19	渦ヶ森線
43	八多道場線	21	八幡線
45	有野藤原線	22	阪急沿線
47	唐櫃有馬線	23	花園線
48	有馬環状線	24	都賀川右岸線
53	水呑木見線	25	国魂線
56	新湊川左岸線	26	青谷川左岸線
57	駒ヶ林南線	27	西谷線
58	長田箕谷線	28	熊内橋線
60	垂水妙法寺線	32	諏訪山線
63	須磨多聞線	33	宇治川右岸線
65	中央幹線	34	夢野雪御所線
68	神戸明石線	35	下三条線
70	神戸母里線	36	大倉山線
72	塩屋多井畑線	37	塚本線
73	塩屋舞子線	44	二郎線
81	商大線	46	有野線
82	舞子狩口線	49	有馬環状線
84	神戸三木線	50	有馬中央線
85	明石木見線	51	鈴蘭台幹線
86	西神2号線	52	鈴蘭台環状線
88	狩口伊川谷線	54	房王寺線
92	永井谷線	55	片山塩谷線
96	玉津大久保線	59	横尾妙法寺線
97	岩岡神出線	61	山麓線
98	岩岡西線	62	月見山線
		64	奥須磨線
		66	須磨天神町線
		67	千森線
		69	神戸母里線
		71	塩屋多井畑線
		74	塩屋舞子線
		75	福田川高尾線
		76	福田川仲谷線
		77	舞子公園福田川線
		78	五色山線
		79	歌敷山線
		80	天神川乗越峠線
		83	学園南線
		87	上脇前線
		89	有瀬別府線
		90	生田今寺線
		91	永井谷線
		93	出合新方線
		94	伊川谷玉津線
		95	上池今津線

